



平成28年2月15日

尾張旭市長 水野義則 殿

尾張旭市特別職報酬等審議会

会長 藤井浩明



議員報酬の額及び期末手当の額並びに市長及び副市長の給料及び
期末手当の額について（答申）

平成27年12月2日に当審議会に諮問があった議員報酬の額及び期末手当
の額並びに市長及び副市長の給料及び期末手当の額について、公平、中立の立
場において各委員が率直かつ慎重に審議をした結果、別記のとおり答申します。



第 11 号

別 記

1 議員報酬の額及び期末手当の額並びに市長及び副市長の給料及び期末手当の額

(1) 議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額（以下「月例給」という。）

据置きとすることが適当である。

(2) 議員期末手当の額並びに市長及び副市長の期末手当の額（以下「期末手当額」という。）

次のとおり、期末手当の額については、支給月数を0.05月分引上げることが適当である。

	現行の支給月数	改定後の支給月数	増加月数
市 長	3. 1 0月	3. 1 5月	0. 0 5月
副市長			
議 長			
副議長			
議 員			

2 改定の時期

平成28年4月1日から改定することが適当である。

3 審議の内容

本審議会は、市長より議員報酬の額及び期末手当の額並びに市長及び副市長の給料及び期末手当の額について諮問を受け、各委員は、平成27年12月2日から2回にわたって、市民各層の代表であることを深く認識し、公平、中立の立場を堅持し、忌憚のない意見交換により審議を行った。

審議は、社会経済状況の改善に伴う民間企業の賃上げ状況、景気の先行き不透明感が懸念される中で、以下の論点を中心に進められた。

(1) 人事院の給与等に関する勧告の状況

平成27年人事院給与勧告において、国家公務員の給料月額を俸給表で平均0.4%引上げ、勤勉手当の支給月数を0.1月分引上げの勧告がな

された。また、国家公務員の指定職の給料月額を俸給表で1,000円引上げ、勤勉手当の支給月数を0.05月分引上げの勧告がなされた。

(2) 一般職の給与改定状況

本市の一般職の給料は、人事院給与勧告に準じて給料月額については平成27年4月に遡って平均0.4%の増額改定を行うとともに、勤勉手当については0.1月分の増額改定を行う方向で事務を進めている。

(3) 経済情勢

リーマンショックの影響が解消されつつあり、民間企業の給与も回復傾向にあるものの、中国経済の減速等により景気の先行きが不透明である。

(4) 財政状況

本市の財政指標は県内で比較するとやや下位となるものの、全国的に比較をすると上位に位置する。

(5) 特別職の職責

特別職は、昼夜、休日を問わず積極的に市民と意見交換を行うなど、市政運営に積極的に取り組んでいる。また、議員についても議会のあり方の検討や議会報告会など議会改革に積極的に取り組んでいる。

(6) 特別職の月例給の水準

県内各市と比較すると、本市の特別職の月例給は平均よりもやや低い水準にある。

(7) 特別職の期末手当額の水準

他団体と同じ支給月数であるが、額で県内各市と比較すると、本市の特別職の期末手当額は平均と同じかやや低い水準にある。

本審議会としては、上記の論点を中心に議論が展開される中、今年度から新たに期末手当額についても審議することとなったため、月例給と期末手当額を別々に議論するか、それらを合わせた年収ベースで議論するかが論点となった。その中で、平成27年人事院勧告を基本に置きつつ、民間企業も賃上げ状況にあることを踏まえ、引上げの方向で意見が集約された結果、年収ベースで引上げることが望ましいとの意思統一がなされた。

月例給については、今後の景気が先行き不透明であることから、今年度は引上げる機会ではあるとしつつ、近隣の地域情勢を取り巻く現状などを総

合的に考慮した結果、月例給は据置き、期末手当額を0.05月分引上げることが適当であるとの結論に至った。

審議の過程において、今年度の答申では月例給の引上げは行われなかったが、来年度の審議の時にはそのことを考慮し、判断材料の一つとしてほしいとする意見もあったことを申し添える。

市議会議員並びに市長及び副市長におかれては、市政運営のリーダーとしてさらなる行政改善等の健全化を推進し、市民サービスの向上を図ることで、誰もが住みよいまちづくりに取り組まれることを期待するものである。

